

# 生駒市参画と協働の指針(概要版)

生駒市では、平成22年4月より、参画と協働のまちづくりを基本原則とした「生駒市自治基本条例」を施行していますが、自治基本条例を補完し、より一層、参画と協働のまちづくりを進めていくための指針を策定しました。

## 参画とは

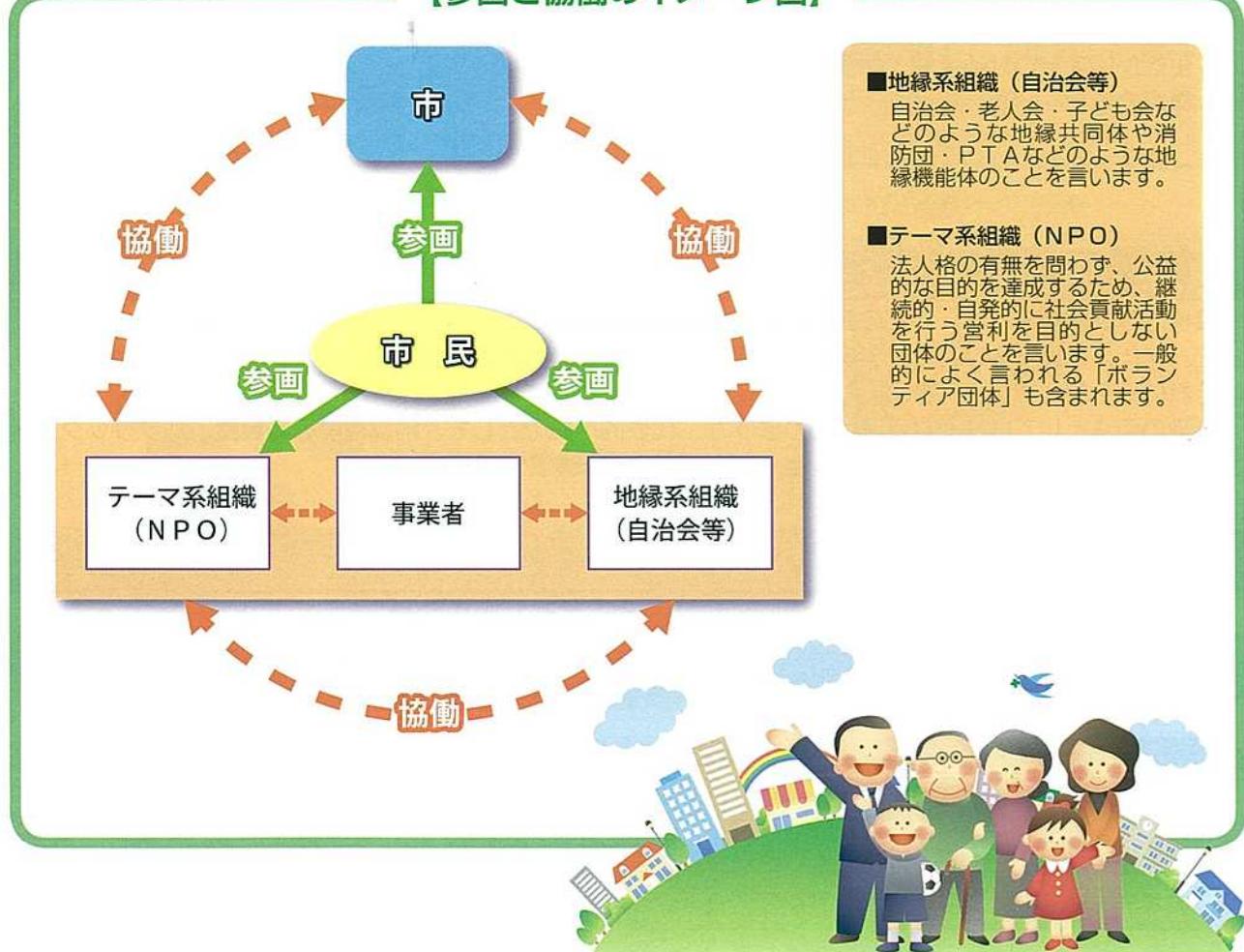
市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわること。

## 協働とは

市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力すること。

このような考え方に基づき、これまでの市から的一方的な公共サービスの提供から、市民が施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わり、市民と市が対等の立場で、それぞれの特性を活かしながら、ともに考え、ともに取り組む「市民参画と協働のまちづくり」を進めています。

【参画と協働のイメージ図】



## 参画と協働のまちづくりはなぜ必要か

### 地方分権の進展

地方分権により、市が自らの判断と責任において、地域の特性を生かしたまちづくりが求められています。

### まちづくりの市民意識の高まり

個人をはじめ、自治会、NPO、事業者などが地域をよくするという想いを持って活動し、まちづくりへの意識が高まっています。

### 市民ニーズの多様化

市民ニーズが多様化・複雑化する中で、市がすべてのニーズに対応することは難しくなってきています。

### 新たな行政財政運営への対応

厳しい社会状況の中、これまでの市が公共サービスを提供する仕組みから、市民等と協力して提供していく仕組みが必要となっています。

→これらに対応していくため「参画と協働によるまちづくり」を進めます。

## 参画と協働によって期待される効果

### 市民にとっての効果

- ・市民が主役のまちづくり意識の高まり
- ・ニーズに合ったサービスの享受
- ・生きがいを見つける機会の増加

### 自治会等にとっての効果

- ・地域住民の加入促進、活動の幅の拡がり
- ・地域活動解決の取組を行うことによる自治意識の高まり

### NPOにとっての効果

- ・活動領域の広がり、ネットワークの拡充
- ・団体の組織力の向上
- ・活動に対する社会的認知度の向上

### 市にとっての効果

- ・市民ニーズに沿ったきめ細やかなサービスの提供
- ・行政の効率化と行政体質の改善
- ・職員の意識向上
- ・市民の行政理解の向上

## 参画の意義・手法

積極的な参画があれば、市民の皆さんのお意見が反映できることになり、ニーズに沿ったまちづくりが行えます。また、市民一人ひとりがまちづくりの主体と自覚し、自らの地域に関心・興味を持ち、課題等があればそれに取り組んでいく「参画」が、協働の第1歩となります。

参画の手法としては様々な手法がありますが、代表的なものとして、附属機関等の設置、パブリックコメント、タウンミーティング、ワークショップなどがあります。

## 協働を進める際のルール

### 自主自立・対等性の確保

相互依存にならないよう、自主自立に基づきながら補完しあい、それぞれの立場や特性が生かせるように対等の関係を築くことが必要です。

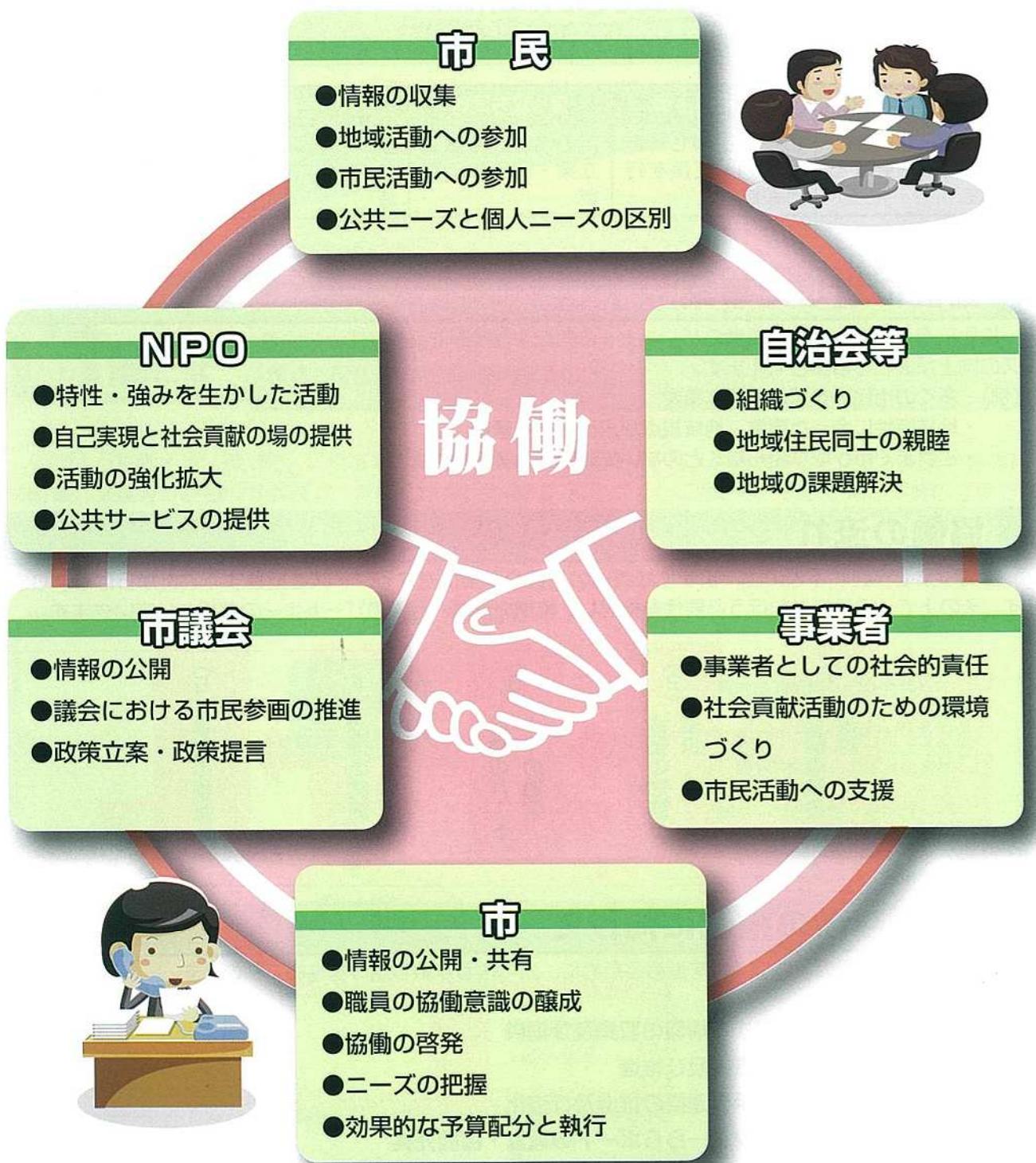
### 相互理解・目的共有

それぞれが立場や特性が違う主体であるため、相互に理解をし、事業の目的・目標について互いに合意を図っていくことが必要です。

### 公平・公正・公開

お互いが情報を共有し、公正に努めます。また、情報を公開し、透明性を確保し、サービスの受け手に対し公平性を確保することが必要です。

## 協働を推進する上での役割



## 協働の形態

協働を進めるには、事業の目的や内容などによって、最も効果的な形態を選択することが重要となってきます。主なものとしては、指定管理者制度、共催・実行委員会による協働などがあります。

## 協働に適した領域

市民と市の関わりは、5つの領域が考えられますが、の箇所が協働の領域となります。



| I . 市民主体           | II . 市民主導           | III . 双方同等        | IV . 市主導          | V . 市主体      |
|--------------------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 市民が主体的かつ自立的に活動する領域 | 市民が主導し、市が協力・支援を行う領域 | 市と市民が協働で立案・実行する領域 | 市が主導し、市民が協力して行う領域 | 市が責任を持って行う領域 |

## 協働に適した事業

協働に適した事業とは、協働のパートナーの知識や経験等を活かすことにより、より効果的に市民サービスの向上が図れる事業と考えます。

- (例) ・多くの市民の参加が必要な事業  
・地域特性に合った事業・地域視点が求められる事業  
・これまで市が取り組んだことのない先駆的な事業など

## 協働の流れ

協働事業を検討する際には、まず地域課題の把握や事業に対するニーズを把握することからはじまります。その上で、協働事業を行う必要性を検討し、協働の形態、協働のパートナーの選択をしていきます。



## 参画と協働の推進に向けて

今後、参画と協働のまちづくりを進めるために、次のような取り組みを進めています。

1. 参画と協働に関する情報の収集及び提供
2. 市民活動団体の支援及び推進
3. 市民協働の担い手の連携の推進及び強化
4. 市民活動推進センターららポートの運営・機能充実
5. 市民参画と協働の推進体制の充実等

生駒市役所 地域コミュニティ推進課 ☎ 630-0288 奈良県生駒市東新町 8-38

Tel : 0743-74-1111 Fax : 0743-74-9100

E-mail : [shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp](mailto:shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp) URL : <http://www.city.ikoma.lg.jp>